

## 第10回北海道感染症危機管理対策本部会議 議事録

日時：令和2年3月10日（火）19:00～19:24

場所：テレビ会議室

### 【副本部長（中野副知事）】

それでは、ただいまから、北海道感染症危機管理対策本部の第10回本部会議を開催いたします。議事に入ります前にご紹介をさせていただきますけれども、今回の会議から、北海道市長会、それから北海道町村会からオブザーバーとしてご参画をいただいております。北海道市長会からは、吉澤事務局長にご出席をいただいております。また、北海道町村会からは、山内事務局長にご出席いただいております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市町村とも情報共有、連携体制、しっかりして対応を図っていきたくと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。まず、保健福祉部長から状況の報告をお願いいたします。

### 【保健福祉部長】

資料1から7まで一括してご説明いたします。

まず資料1をご覧くださいと思いますが、道内の発生状況及び検査の状況につきまして、7ページから8ページにかけてでございます。

太枠で囲んでおります箇所が、前回の本部会議以降の新たな事例となります。道内におきまして、3月3日以降新たに31例の新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、昨日までに108名の方が発生している状況となっております。

また、検査及び患者の状況につきましては、8ページの欄外に記載しておりますが、札幌市等の検査分を含めまして、昨日3月9日現在で1069名の検査を実施しております。陽性累計は108名、このうち陰性確認済みの方は43名、お亡くなりになられた方が3名で、現在の患者数は62名となっております。

なお、本日の資料の調整には間に合いませんでしたが、本日公表分につきましては、道分はなかったものの、札幌市分で新たに3名の患者が発生しております。計111名となっているところであります。

続きまして、資料の1ページのほうに戻っていただきたいと思いますが、1（2）「国内の発生状況」をご覧ください。下線を引いている部分が、更新をいたしました箇所でございます。3月9日12時までに確認されている患者は438名、そのほかに49名の無症状病原体保有者が確認されております。

続いて同じく1ページの2の「国の対応」でございますが、主なものをお話しいたしますと、開いていただいて2ページの（25）にございますとおり、3月3日、厚労省が国民生活安定緊急措置法によりメーカーからマスクを買い取り、3月5日から北見市および中富良野町へ配布が始まっております。また、（26）にございますとおり、政府の水際対策強化によりまして、中国、韓国からの航空便は成田と関空に限られるとともに、2週間の留め置き措置が9日から適用されております。また、（27）にありますとおり、昨日、専門家会議の見解が示されました。この

点につきましては、後ほどご説明をいたします。

続いて「道の対応」ですが、1ページめくってもらって3ページでございます。主なものを申しますと、14にございますとおり、3月4日、北見保健所および旭川市の保健所でPCR検査を開始いたしました。また、16にありますとおり、3月9日に衛生研究所のPCR検査機器を増設し、道内全体で1日180人分の検査体制を整備いたしたところであります。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。この資料2から5までは、一部時点を更新しておりますが、昨日知事の記者会見でお示した資料でございます。要点のみ本部員の皆さまにもご説明をしたいと思っております。

まず資料2であります。これは先ほど説明をいたしました患者さんの動向をグラフ化したものであります。累計の陽性患者数は伸びておりますが、実線の折れ線グラフで示す現在の患者数は、だいたい60名程度で推移していることがお分かりになると思います。

続きまして、資料の3でございます。これも同じく患者の動向を表したものであります。赤色の棒グラフで発症した時の人数を、青色の棒グラフで陽性が確認された方的人数を表しています。患者さんは、症状が発生したのち医療機関を受診し、感染した疑いがあると判断をされ検査を受けておりますので、症状の発症と患者の発生日、陽性を確認された日にはタイムラグがございます。

赤色の棒グラフの発症日ごとのデータと見ますと、例えば2月17日から21日あたりが赤色のピークということとなっております。その後、陽性であることを検査で確認し、青色の棒グラフのほうで見ますと、2月27日、28日のところに大きな山が出ているということも見えるところであります。一方で、2月21日以降、1日当たりの発症の人数が減少しているように見えますけれども、今後の状況によりましては、発症人数が再び増加に転じる可能性もありますので、引き続き動向を注視していかなければならないという状況にあります。

続きまして、資料の4と5でございます。この資料は、教育庁におきまして作成いただいた資料でございます。知事から道民の方にお話をする際に使ったものであります。要点のみをお話いたしますと、資料4の分散登校につきましては、1枚目は「子どもの心身のケア」と「新学期に向けた生活リズムの回復」という、分散登校の意義について記載されております。2枚目は登校時の体温測定ダブルチェックや換気、子どもたちの間隔は2メートル程度とすることなど、感染予防策について記載しております。3枚目は実施の単位、場所、時間などの実施方法について記載しているものであります。4枚目は分散登校をイメージ化したものでございます。また資料5には、保護者の皆様に対するメッセージとして、昨日道教委から各市町村に対し発出した要請文に添付をしたものでございます。

続きまして、資料の6をご覧くださいと思います。「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解について」というものでございますが、まずは1ページをご覧ください。昨日出されました専門家会議における見解でございますが、その要点をお話いたしますと、1ページの1少し小さい字ではございますけれども、「感染拡大の防止に向けた日本の基本戦略」と書かれておりますが、社会経済機能への影響を最小限にしながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという方針とし、クラスターの早期発見、早期対応、患者の早期診断、重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保、市民の行動変容、この3本柱の戦略により、感染拡大のスピードを抑えられる可能性もあり、こうした中で当面の間、この戦略を強化すべきとされているところであります。

次に、下のほうに書いてございますが、2の「現在の国内の感染状況」につきましては、2ページの下線部分にございますが、本日の時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているのではないかとしております。一方、感染状況は1週間程度のタイムラグを生じるため、依然、警戒を緩めることはできず、専門家会議として、北海道での対策の十分な分析が完了し、他の地域の状況の確認などをした上で、全国で行われている対策も含め、政府に伝えるとされているところであります。

次に、1項目飛びまして、3ページをご覧ください。4の「北海道における「人と人との接触を可能な限り控える」対策について」であります。下線部分に書いてございますが、北海道での対策については、緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければ、その効果を推定することは困難であり、その後、複数の科学的な指標を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月15日ごろを目途に公表する予定とされております。

次に5の「今後の長期的な見通しについて」であります。下線部分に記載のとおり、今回、国内での流行を一旦抑制できたとしても、しばらくはいつ再流行してもおかしくない状況が続き、国外から感染が持ち込まれた事例も、今後繰り返されるものと予想されるとしております。また、クラスターの早期発見、早期対応の体制確立が不可欠としております。

さらに、最後の段落のところでございますが、急速な感染拡大が予想される地域では、「人と人との接触を可能な限り控える」対策を進め、終息に向かえば、比較的感染拡大のリスクの低い活動から解除するなど、社会・経済活動の維持と感染拡大防止のバランスを取り続けるような対策を繰り返すことが、長期にわたって続くと予想されるとしております。

次に4ページであります。WHOでは、感染者が他の地域からの感染者に限定している地域、クラスターを形成している地域、地域内に広範に感染者が発生している地域の3つに分類して対応を考えることが必要としており、厚労省のクラスター対策班で、地域ごとの流行状況を決める指標とそれぞれのシナリオに応じた対策についての指針を作成しており、専門家会議としては、この指針と北海道の対策の効果を元に、全国各地での対応を検討し、報告するとしております。

最後に、6の「みなさまにお願いしたいこと」でございますが、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、換気の悪い密閉空間であった、多くの人が密集していた、近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場であり、これらの3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動を取ってほしいということが述べられております。

続いて、資料はございませんが、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案についてご説明を申し上げます。政府は本日10日午前、新型コロナウイルスの感染拡大に備えまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案」を閣議決定いたしました。改正案は、施行後2年以内の時限措置として、適用対象に「新型コロナウイルス感染症」を追加し、感染が全国的にまん延し、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすなどと判断した場合、首相が期間と区域を指定した上で緊急事態を宣言し、都道府県知事は住民に対し、外出自粛の要請や、学校・保育所、映画館など人が集まる施設の使用制限をすることなどが可能となる内容となっております。なお、この改正案は、本日国会に提出されているところであります。

続いて、資料7をご覧くださいと思います。先ほど国から示されました「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」についてご説明いたします。

対応策は、大きく4つの項目から成り立っております。主なものにつきまして申し上げますが、

まず（１）の「感染拡大防止策と医療提供体制の整備」についてありますが、２つ目にあります「需給両面からのマスク対策」として、転売禁止や、布製マスクの国による一括購入、医療機関への優先配布などを行うとしています。次の「PCR検査体制の強化」といたしまして、検査設備の民間等への導入支援や保険適用を行うとしています。次の「医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速」といたしまして、緊急時に５０００床の病床確保などを行うとしています。

次に（２）の「学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応」でございますが、まず１点目、「保護者の休暇取得支援等」として、正規・非正規を問わない新たな助成金制度を創設しております。次の「個人向け緊急小口資金等の特例」として、金額を拡充するとともに、無利子、償還免除等の措置を行うとしています。次の「放課後児童クラブ等の体制強化等」として、午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合などの追加経費を、全額国費で支援するとしています。さらに、その次ですが、「学校給食休止への対応」として、休校中の給食費の返還や、食品納入業者への支援を行うとしています。

次に（３）の「事業活動の縮小や雇用への対応」についてであります。まず、「雇用調整助成金の特例措置の拡大」について、特別な地域、これは本道のような、感染者が一定以上で、首長が住民・企業の活動自粛を要請する宣言を出している地域ということですが、その地域の事業主への助成率を引き上げるとしております。次に「強力な資金繰り対策」として、新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設するとともに、フリーランスを含む個人事業主や、中小・小規模事業者につきましては、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子、無担保とするとしております。また、一つ飛びまして、「観光業への対応」ということで、将来の反転攻勢のための基盤を整備するとして、魅力的な観光コンテンツの造成や、多言語表示等を支援するとしております。さらに、事態終息後の官民一体となったキャンペーン等を検討するとしております。

最後に（４）の「事態の変化に即応した緊急措置等」でございますが、「新たな法整備」として、先ほどご説明をいたしました新型インフルエンザ等対策特別措置法などについて示されております。なお、資料７の参考といたしまして、国の緊急対応策第１弾を添付させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

私のほうからの説明は以上であります。

【副本部長（中野副知事）】

それでは続きまして、ただいまの報告に関連いたしまして、各部から発言をお願いいたします。まず経済部お願いします。

【経済部長】

経済部でございます。資料の一番下に、ちょっと番号付けていないのですが、あるかと思っております。新型コロナウイルス感染症に伴う道内経済への影響に向けた道の対応ということでございます。

１番、影響調査、これは経済全般、それから観光に関しまして、この間ヒアリング、あるいは観光施設等のキャンセルなどの状況の調査をいたしております。また、引き続き現在休職者を対象としておりますが、企業経営者意識調査などを行って、引き続きその状況の把握に努めたいと考えております。

2番のところ、道の対応状況についてですが、ポイントをご説明したいと思います。まず、事業者支援ということでございますが、1月29日に本庁、振興局に経営・金融特別相談室を設置いたしました。先週の土曜日、3月7日からは休日でも本庁で対応をすることといたしております。8日までの段階ですが、325件の相談が来ております。このうち6割以上が先週1週間での相談に集中しております。2月28日の緊急事態宣言以降、急速に今、相談が増えてきております。また、低利融資ということで、道の制度融資の中で、経営環境変化対応貸付としまして、認定企業枠を適用いたしております。1月29日から適用いたしまして、現在、斡旋申込み件数31件、金額で5億7千万、3月6日現在ですけれども、進めております。また、道のホームページなどでの各種支援策の情報発信、さらには一番下のところがございますけれども、中小企業の資金繰りに対する積極的かつ弾力的な融資の取り扱い。あるいは、企業債務の返済に対する柔軟な対応などについて、道内金融機関に要請をいたしております。

次のページですが、雇用者支援といたしまして、事業者や労働者からの相談に対応ということで、労働相談ホットラインを開設、あるいはまた、各振興局での中小企業労働相談所における相談に対応しております。現在までのところ11件、コロナウイルス関係に関しては相談が来ております。また、中小企業で働く方や非正規の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により求職を余儀なくされた方に対して、勤労者福祉資金融資の保証料の免除を3月5日から始めております。その他、支援制度の情報発信、さらには経済関係団体への、従業員が安心して休むことができる環境づくりなどに関する要請をいたしております。主な取り組みは以上でございますが、先ほど説明がありました国の緊急対策も今後効果的に活用しながら、道内における事業活動の縮小、あるいは今後への対応をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、警察本部からお願いします。

【警察本部長】

資料はございません。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、マスク販売を装う詐欺メールからクレジットの不正利用被害に係る相談を警察などで受理しております。相談者は釧路市内に居住する男性で、3月5日に1箱50枚入りのマスクを600円で販売するというメールが来て、これを購入するためにクレジットカード情報や個人情報を入力したところ、クレジットカードを不正利用されたというものであります。今後もマスク不足に乗じたこの種の手口が増加することも予想されますので、十分ご注意をいただきたいと存じます。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

ほかに各部、各振興局などから何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本部長から指示をお願いいたします。

#### 【本部長（知事）】

道では、先月28日に「新型コロナウイルス緊急事態」を宣言いたしました。政府の専門家会議の見解等を踏まえながら、全ての道民の皆さまに対し、感染リスクが高まる行動を控えていただくよう要請するとともに、道内の小中高、特別支援と国公私立の全ての学校において、一斉の臨時休校を実施するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と早期終息に道民が一丸となって取り組んできたところでございます。市町村、関係機関、道民の皆さまのご理解とご協力に感謝申し上げます。併せて、さらなる患者数の増加を想定した上で、道民の皆さまが安心できる体制を確保するため、道立衛生研究所におけるPCR検査機器の増設等により、検査体制の強化に向けた取り組みを進めるとともに、感染症病床のみならず一般病床等も活用しつつ、患者の入院医療体制を確保するなど、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

一方、国においては、本日、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象とするための改正法案が閣議決定され、国会に提出されており、法案が成立した際には、全国知事会の緊急提言を踏まえた運用を求めていきたいと考えております。

また、つい先ほど開催されました「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置を柱とした、緊急対応策第2弾が取りまとめられたところでございます。

道といたしましても、これまでの感染拡大防止や、道民が安心できる医療提供体制の確保に向けた取り組みを一層強化するとともに、感染状況を注視しつつ、社会、経済活動の維持に向けた対策をしっかりと講じていくことが必要でございます。このため、各部において、本日発表された国の緊急対応策を踏まえ、道としての対策を早急に取りまとめるよう指示いたします。

また、昨日開催された国の専門家会議においては、北海道での対策について、今後科学的な指標を用いて効果を判断し、3月19日ごろを目処に公表する予定とされたところであります。道における緊急事態宣言の期間は3月19日までとしているところでございますが、今週の感染症患者の発生状況等や、国の専門家会議の検証状況などを踏まえつつ、3月20日以降の対応について検討、判断してまいりたいと考えています。

なお、昨日の専門家会議では、現時点での日本の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているのではないかという考え方が示される一方で、感染者数は当面増加傾向が続くと予想され、また、全ての感染状況が見えているわけではない中で、依然として警戒を緩めることはできないといった考え方も示されているところです。

こうした重要な局面において、あらためて「やれるべきことは全てやる」という考えに立ち、国、市町村、関係機関と緊密に連携を取りながら、引き続き、新型コロナウイルス対策に万全を尽くすようお願いいたします。

私からは以上です。

#### 【中野副知事】

そうしましたら、各部におかれましては、道としての対応策、対策の速やかな取りまとめ作業をお願いいたします。以上をもちまして、感染症危機管理対策本部の第10回本部会議を終了い

たします。